

発達障害 どのように診療進む？

発達障害という言葉をよく聞きます。「発達障害ではないか」と思ったら、まずどこに行けば良いのでしょうか。また、どのように診断が進むのでしょうか。

お医者さんに
聞いてみよう

17



文部科学省は2022年、通常の学級に在籍し、学習・行動面で著しい困難を呈す小中学生が8.8%いるとの報告を出しました。発達障害がある、またはその可能性のある児童生徒は全ての学校、学級に在籍していると考えられます。

発達障害は医学的には神経発達症と言われます。近年、医療機関において発達障害と診断される患者が増えています。さらに近年、発達障害は子どもたちの問題ではなく、成人さらには高齢者を含めたあらゆる年代にみられるとされ

特性に合わせてサポート

発達障害の特性

知的な発達の遅れを伴うこともある

自閉スペクトラム症 (ASD) ※

- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心の偏り

注意欠如多動症 (ADHD)

- 不注意
- 多動・多弁
- 衝動的に行動する

学習障害 (LD)

- 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※過去には自閉症やアスペルガー症候群などに分類されていたが、現在は自閉スペクトラム症としてまとめられている

ています。



多職種の連携が必要



初診までの待機が課題



あらゆる年代にみられる

《答える人》



辻井 農 亜 さん

富山大付属病院
こころのこころと発達診療科科長

発達障害が疑われる場合には小児（発達神経）科や、児童精神科、精神科を受診し相談するのが一般的です。しかし全国的に、子どもの心と発達を診る専門医が不足しています。いざ受診しようと思っても初診までの「待機」が長期化するという問題が生じています。富山県内では県の支援によって、

れません。

治療についても同じです。何らかの薬によって治癒するものではなく、何らかの機器によって治療ができるわけでもありません。発達障害の特性を完全に消失させることが目的ではなく、その人が自分らしく生きて折り合えるよう、時間をかけて支えていくこととなります。不安や抑うつといった精神症状もある場合は、それらへの治療も行われます。

発達障害のある子どもたちが地域で安心して過ごせるような居場所を築くには、医療機関の関わりだけでは難しく、地域との協力が不可欠です。今後は地域の小児科医や精神科医だけでなく、学校医や産業医、看護師、公認心理師、臨床心理士、教師、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどの学校教育関係者、児童福祉関係者などのあらゆる分野の専門家と分担し連携して見守り支えていくことが求められています。

* 隔週火曜に掲載